

給付付き税額控除制度の導入に関する意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和8年9月18日

|     |          |      |
|-----|----------|------|
| 提出者 | 須賀川市議会議員 | 五十嵐伸 |
| 賛成者 | 同        | 市村喜雄 |
| 賛成者 | 同        | 深谷政憲 |
| 賛成者 | 同        | 本田勝善 |
| 賛成者 | 同        | 安藤正博 |

須賀川市議会議長 佐藤 瞭二 様

## 給付付き税額控除制度の導入に関する意見書

「所得に連動したきめ細かな給付」の導入に向け、「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場が設けられたところであるが、制度の具体的な内容が十分に示されない中で、地方の財政負担に関する議論が拙速に進められていることは遺憾である。

よって、国においては、地方の行財政運営に十分に配慮するとともに、地方の実情を十分に踏まえた制度設計とすることが何より重要であることから、下記の事項について対策を講じるよう強く求める。

### 記

- 1 国として、地方が提供する社会保障サービスをはじめとする各種行政サービスに影響が及ぶことのないよう、必要な財源を確実に措置すること。
  - 2 給付事務について、自治体の事務負担に十分に配慮した効率的で簡素な制度とするとともに、事務負担の軽減に努めること。
- また、給付事務を担う人材の確保が困難な自治体への支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年9月 日

福島県須賀川市議会議長 佐藤 暲 二

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

宛

厚生労働大臣

デジタル大臣

内閣府特命担当大臣

（こども政策）

全世代型社会保障改革担当大臣